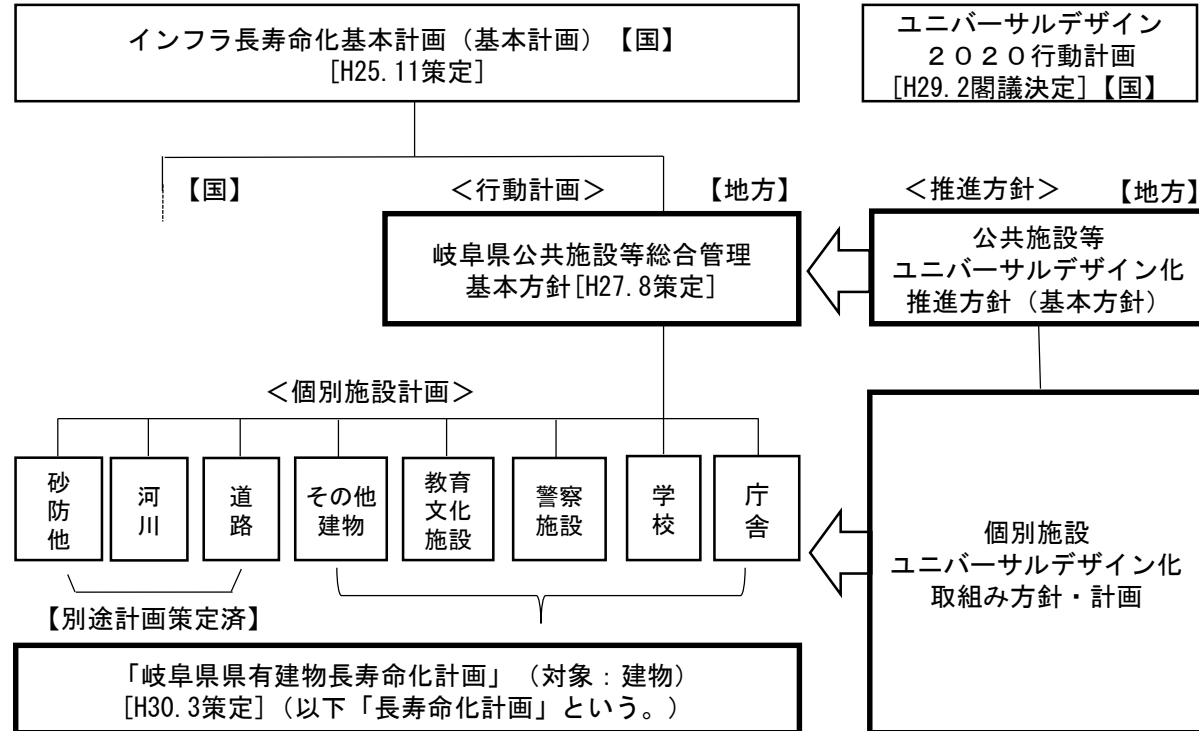


岐阜県公共施設等ユニバーサルデザイン化推進方針について(素案)

1 基本方針

- 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい県有施設の実現を目指して、施設固有の状況や利用者の声などを踏まえ、ユニバーサルデザイン化に向けた改修事業を計画的に実施
- 上記方針を「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に位置付け、これに沿い、個別施設計画に基づく取組みを推進



2 「県有建物」におけるユニバーサルデザイン化の取組み方針【長寿命化計画】

(1) 基本的な考え方

- バリアフリー法や岐阜県福祉のまちづくり条例で定める基準への適合のみならず、全ての施設利用者が安全かつ円滑に施設を利用するための改修事業を進める
- ・施設のあるべき姿は、施設固有の状況（利用者、立地、敷地形状等）により異なるため、画一的な基準ではなく、各施設の状況に応じて必要な対応を行う
- ・建築構造等の様々な制約を考慮し、利用者の声などを活かしつつ、実現可能性等を勘案して対応を行う
- ・改修工事の検討にあたっては、他の改修工事との一体施工の可否等も踏まえ、効率的・計画的な対応を行う

(2) 優先順位の考え方

- 「使用頻度」、「代替手段（機能）の有無」、「対象者」、「費用対効果」の観点から、重要度を判断

○施設の種類により、以下の順に改修を検討

①公共用施設（うち、要配慮者が多く利用する施設を優先）

＜配慮すべき様々な利用者（例）＞

- ▷障がい者（身体（聴覚、視覚、肢体不自由等）、知的、精神）
- ▷高齢者、子ども、妊婦、乳幼児連れの方、外国人、LGBTの方
- ▷一時的な要配慮者（重い荷物を持った方、怪我をした方 等） など

②公用施設（利用者が多く、また、不特定多数が利用する施設を優先）

③その他の施設

(3) 整備内容・改修方針

①施設のバリアフリー化に向けた改修事業

- 〔車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障がい者誘導用ブロックの整備 等〕

○法令等で定める基準への適合を目指す。

- ・対象は全ての施設における建築物及び建築物に付属する設備等とし、また、やむを得ず法令等の基準を満たさない内容の改修も対象とするが、その妥当性等は精査して判断

②上記①以外のユニバーサルデザイン化のための改修事業

（トイレの洋式化、授乳室の設置、多言語による案内施設の整備 等）

○様々な利用者が施設を快適に利用できるよう改修を検討

- ・改修内容の洗出しにおいては、利用者の声（要望、苦情等）を勘案するほか、様々な利用者の目線に立ち、部位ごとに使い勝手の悪い点はないか等を点検

○トイレの洋式化→建築物全体でみて、男女別の洋式化率50%の達成を目指す

- ・実際の利用状況等を勘案して、トイレの設置階や場所ごとに洋式化率の軽重をつけるなど柔軟に対応
- ・利用者の声（和式トイレの残置希望等）にも配慮して対応

③公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備

○訪日外国人旅行者等を含む施設利用者の利便性向上や、災害時の効果的な情報

- 受発信手段の確保を目的とした環境整備
- ・建築物（施設）全体のネットワーク環境の改善や、施設職員の利用を主目的とした環境整備は除く

3 ユニバーサルデザイン化の計画期間等

- ・2018～2024年度（長寿命計画の終期と同様）
- ・個別施設毎の「施設個票」に、長寿命化対策と合わせてユニバーサルデザイン化のための対策と実施時期を記載